

議案第19号

岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部改正について

岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

岩倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条
例（平成27年岩倉市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設」を「介護保険施設、障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」に改め
る。

第6条第2項中「作成されるものである」を「作成されるものであり、
利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めること
ができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以
外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」
を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項
第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4
項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、
あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診
療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当
該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第32条第9号中「作成のために」を「作成のために、利用者及びその
家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第14号の次に次の1号を加え
る。

(14の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係
る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬
状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のう
ち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科
医師又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、
同号の次に次の1号を加える。

(21の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を

作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第1号中「^{くう}口腔機能」を「口腔機能」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。